

国自安第121号  
平成28年9月21日

公益社団法人日本バス協会会長 殿  
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿  
一般社団法人全国個人タクシー協会会長 殿  
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長 殿  
公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

### 事業用自動車の安全確保の徹底について

事業用自動車の事故防止については、「平成28年秋の全国交通安全運動国土交通省実施計画」により通知し安全運行の確保をお願いしているところですが、本年は、1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバスの転落事故や3月17日に広島県東広島市で発生した中型トラックの追突事故等社会的に影響の大きい事故が発生しています。

最近においては、7月に福岡県で乗合バスの運転者が運行中に携帯電話を操作していた事案、長崎県で乗合バスの運転者が乗務前点呼でアルコールが検出されたため運転者の家族や別の運転者に代わりにアルコール検査をさせて運行した事案が発生し、8月には京都府で乗合バスの運転者が運行中に携帯電話を操作していた事案、岐阜県で貸切バスの運転者が乗務前点呼でアルコールが検出されたものの、そのまま運行した事案が発生しています。

また、警察庁発表の「交通事故統計」（平成28年8月末）によると、事業用自動車が第1当事者となった死亡事故件数は、バス・マイクロで9件（対前年比増減なし）、普通乗用・軽乗用（タクシー等）で29件（同1件減）、貨物で184件（同32件減）となっております。

平成28年9月21日（水）から30日（金）まで「平成28年秋の全国交通安全運動」が実施されることから、引き続き、運行管理の確実な実施、社内の安全意識の徹底等あらゆる施策を通じ、事業用自動車の安全確保に万全を期すよう、貴会傘下会員に対し改めて周知徹底をお願い致します。